

<補助対象となり得る取組事例>

①販路開拓を図る取組

- ・新たな販促用チラシの作成，送付，ポスティング
- ・新たな広告展開（マスメディアでの広告，ウェブサイトでの広告）
- ・新たな販促品の調達，配布
- ・展示会，見本市への出展，商談会への参加
- ・商品PRイベントの実施
- ・販路開拓を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く。また，「不動産の購入・取得」に該当するものは不可）

②生産性向上を図る取組

- ・適切で円滑な価格転嫁を実現するために行う，商品の付加価値向上に必要な生産設備の購入や顧客満足度の向上に必要な店舗リニューアルに係る改装等（単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く）※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可
- ・従業員の作業導線や整理スペースの確保のための店舗改装
- ・売上管理業務を効率化するための新たなPOSレジソフトウェア購入
- ・接客業務を効率化するための新たなタブレット端末等によるセルフオーダーシステムの導入

③新商品・新役務の展開を図る取組

- ・新商品，新役務の開発
- ・新たな販売方式，役務提供方式等の導入
※小売業における通販サービスやイートインスペース等の導入，飲食業におけるテイクアウトや宅配サービス等の導入等
- ・新商品を陳列するための陳列棚や冷蔵・冷凍ショーケース等の購入
- ・新商品・新役務の展開を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く）※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

④売上原価の抑制を図る取組

- ・在庫管理，配送業務等を効率化するための新たな業務システム等の開発，購入
- ・外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の購入
- ・原材料等を変更するために必要な機械設備等の購入
- ・売上原価の抑制を目的とする店舗リニューアルに係る改装（単なる修繕，自社施工の場合の原材料費等は除く）※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

⑤キャッシュレス化・新紙幣対応の取組

- ・新紙幣対応に必要な機械設備等（自動精算機、券売機等）の購入、更新
※設備リースにより新紙幣対応を行う場合、令和6年4月以降に新たに契約した設備リースに係る令和6年4月分から令和7年2月分までのリース料（ただし、申請までに支払いが完了しているものに限る）については、補助対象経費として申請可能
- ・新紙幣対応に必要な部品交換（紙幣読取機の交換等）
- ・新たなキャッシュレス化に必要な機械設備等の購入